

# 議会運営委員会 会議録

日 時 令和4年2月4日（月曜日）

午前10時00分開会，午前11時01分閉会

場 所 第3委員会室

---

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

（1）令和4年第1回定例会の運営方法について

（2）「政務活動費の手引き」の改正について

（3）その他

5 閉 会

---

出席委員（7名）

委員長 海老原 一郎

副委員長 平石 勝司

委 員 篠塚 昌毅

委 員 鈴木 一彦

委 員 下村 壽郎

委 員 今野 貴子

委 員 塚原 圭二

---

欠席委員（0名）

---

その他出席した者

議 長 小坂 博

副議長 勝田 達也

---

事務局職員出席者

局 長 小松澤 文雄

次 長 天貝 健一

係 長 小野 聡

係 長 寺嶋 克己

主任 津久井 麻美子  
主任 松本 裕司  
主幹 片岡 美保  
主幹 鈴木 優大

---

傍聴者（0名）

---

○海老原委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありませんね。

（「ありません」との声あり）

○海老原委員長 では、議長から御挨拶願います。

○小坂議長 本日は議会運営委員会を開催していただき誠にありがとうございます。前回に引き続き政務活動費の手引きについてということと、ステージ3になりましたので、それについてもあるかと思えます。あと局長の方からも一言あると思えますので、本日はよろしく願いいたします。

○海老原委員長 早速ですが、協議事項に入ります。サイドブックス議会運営委員会、令和4年、2月4日開催をお開きください。協議事項1 令和4年第1回定例会の運営方法について協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

○天貝事務局次長 資料1をお開きください。茨城版コロナNextの対策Stageに対応した議会運営方法であります。1月31日にステージ2からステージ3に引き上げられ、それに該当する議会運営方法は網掛けの部分になります。上から議席、議場のドアについてはこれまでと同じです。3番目の一般質問は、人数制限はありませんが、質問方式を問わず質問時間は答弁を含め60分となります。なお、第1回定例会は代表質問がございます。昨年も代表質問は別枠として従来通りに行いましたので、本年も従来とおりとの提案で、一番下の欄外にその旨記載したところであります。次に、その下の一般質問時の入場制限については、議員・執行部共に制限なしになります。委員会の開催方法につきましては、原則第1委員会室での開催となります。第1回定例会をこの表に則って行うとこのような運営方法になりますが、改めて御協議をお願いいたします。なお、本日決定する運営方法は、仮に今後ステージが変わっても、その決定を維持することとなりますので、よろしく願いいたします。

○海老原委員長 皆様、御意見等ありますか。

○篠塚委員 定例会は良いんですが、委員会の開催方法についてなんですが、令和4年度の予算の審議があるんですが、予算決算委員会が入って日程的につまってくると思うんですが、第1委員会室だけで時間的余裕があるかどうかかなんだけど。

○天貝事務局次長 予算の審議がありますので、1日第1委員会室でとったとしても間に合うようなスケジューリングをしております。

○篠塚委員 もう一点。米印の登壇をして発言するときはマスクを外すとありますが、飛まつ感染は良いんですけど、続けて登壇する際にマスクを外すとマイクに飛まつが付く可能性がある。答弁中はその都度消毒をする訳ではないので、その辺はどのように処置していくかなんですけど。

○天貝事務局次長 今までのデルタ株と違い、オミクロン株は感染しやすいというのがありますので、外すのか外さないのかを含めまして、また御議論いただければと思います。

○篠塚委員 念のためマスク着用して一般質問という形に変えては。念のためではありますが。皆さんの御意見はいかがでしょうか。

○下村委員 眼鏡をかけてあそこで長々と話していると眼鏡が曇っちゃう。その辺は考慮しなくてはいけない気がするんですね。消毒については篠塚委員がおっしゃっていたとおり、人が変わった間にさっと来てやるかやらないかという話だけど、私はやってくれた方が良いと思うんですよ。それかペーパーを置いてやるか。その辺はやり方で変わると思うんですけど。消毒はしてもらって。

○天貝事務局次長 確かに完璧を求めるのであれば消毒はした方が良いとは思いますが、それをやろうとすると休憩をこまめに。質問をしたら休憩をして答弁と。答弁者が変わるごとに休憩を取らなくてはいけないということで、傍聴者など聞いている方としては話がぶつ切りになってしまうとか、議会で時間がかかってしまうというデメリットもあります。その辺も含めまして御協議をいただければと思います。

○下村委員 アルコール消毒のペーパーがあるでしょ。あれを置いて登壇した人は拭くと。そんな感じでお話をさせていただきました。

○海老原委員長 消毒するとき休憩を取らなくてはいけないのかな。拭くときに。

○天貝事務局次長 事務局でやろうとすると、やはり職員が入ってきますので休憩は取った方がよろしいかと思えます。登壇した方が拭くとなると休憩までは必要ないのかもしれないかもしれませんが、テレビ放映もありますのでどうだろうという感じはいたします。

○下村委員 この間後期高齢者医療広域連合ではその都度拭いているんですね。ですからそういったことを体験してきて。まず今年の8月もその都度拭いていました。その辺は今回は一問一答の場合はその都度。質問のやり方が変わっていけば執行部は自席。質問者も指定された所ということで、この辺は質問の仕方によっては変わってくるという風に思っていますけど。その辺もよく考えていただいてやっていただければと。

○海老原委員長 いかがでしょうか。マスクをしてでしょうか。マスクをしないででしょうか。

○塚原委員 今の話からマスクをしていれば逆に拭かなくて良いと考えてやっていけるとすると、どうしてもやはり下村委員の方からあった眼鏡が曇ってという方がいらっしやったときは、眼鏡をしていない方はマスク前提で、眼鏡をしている方で眼鏡が曇ってしまうという時だけ拭くということにすることはできないのかなと。

○篠塚委員 議会をスムーズに運営するのが議会運営委員会なので、現状でいえば議会をスムーズに運営をするのであればマスク着用して飛まつ感染を防ぐ。眼鏡を掛けたり

ある場合には自分で拭いてもらうというのが1番スムーズだと思いますので、マスク着用だけ決めていただいて、あとは登壇する人は自分で完結してやってもらうということにしていればよろしいかと思います。

○海老原委員長 今篠塚委員から提案がありましたが、マスクをしたまま登壇した場合自分で対応してもらうということではいかがでしょうか。

(「はい」との声あり)

○海老原委員長 登壇するとき、質問するとき答弁するときはマスクをしていただくということではよろしいでしょうか。

○篠塚委員 委員長すみません。議場だけでなく、委員会や全員協議会等、全ての会議において導入するということで考えていただければと。

○海老原委員長 それについては今までもマスクしたままなので。それについては別に。

○今野委員 今時点はステージ3ですけども、定例会が始まる時に例えばステージ2になったステージ1になったときもまた。

○海老原委員長 それについては先ほど説明がありましたとおりステージが変わったとしても今日決めるということ。

○今野委員 硬直的なんですね。

○海老原委員長 今日決めるということですよ。これですと行くということですよ。

○下村委員 マスクは前提としてマスクを外して答弁をするじゃなくて、マスクを着用してくださいと決めておけば良いんじゃないの。

○海老原委員長 マスクをしてくださいということで協議をするということですよ。よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○天貝事務局次長 確認ですが、自ら消毒するというお話がありましたけど、それではなくて、原則論としてマスクを着用するということにして消毒はなしということではよろしいですか。

○海老原委員長 はい。その他よろしいでしょうか。それでは、登壇時もマスク着用といたします。

○鈴木委員 事務局内で感染者が出た場合はどうするの。議員の中でも。

○天貝事務局次長 事業継続計画というのを事務局の方でも立てておきまして、もし局長が感染した場合、次長の私が務める。局長次長が感染した場合は係長が務める。拡大し議会運営が難しい場合には移動した経験者に協力を要請する。ということで考えております。議員の方でかかってしまった場合には、当然過半数が必要となりますので、過半数を割った場合には開かれませんが、議長がかかった場合には副議長。正副議長がかかった場合には年長者が進行することとなります。

○海老原委員長 一般質問の時に質問者がかかった場合にはどうするの。

○天貝事務局次長 当然その場合には議運に諮ることとなりますけど、出席できない場合には飛ばすこととなります。一般質問の日程が3日間ありますので、復帰できれば最後にその方をやらせるか議運で協議していただくこととなります。3日間に出てこれな

いという場合には、日程が終わっておりますので、一般質問はできないということになります。

○篠塚委員 感染予防対策の徹底だとか、これが流行する前に通知をしておりますので、自己管理の徹底と、こちらに来ていただいたときに検温の徹底だとかを出していただければよろしいかと思うんですが。先ほど一般質問でもありましたが、濃厚接触者になると一週間はこれないので、もちろん一般質問も再度できるということはないし。感染しちゃえばもちろんだめだし。ただ分からないので、その時の決定で良いかと思うのでとにかく事業継続のものがあるので、これを再度表示して後は自己管理をしていただくということしかないと思います。

○天貝事務局次長 篠塚委員からありました、皆さん一人一人が徹底していただくということになりますので、事務局も含めまして同じでありますけど、議員の皆様には先ほど意見がありましたことを通知させていただきたいと思います。

○小松澤事務局長 仮に発熱だとか強い咽頭痛があるなど、諸症状が出たときには大変でも病院に行ってもらいたいというのと、事務局に御連絡をいただきたいのでよろしくお願いいたします。あと、会派室でお食事を取る場合どうしてもマスクを外しますから、その時は是非黙食をお願いしたい。お茶を飲むときも無言で飲み終わってから会話するようにお願いします。

○海老原委員長 では、先ほど篠塚委員からのものと一緒に通知をお願いいたします。では本日決定いたしました第1回定例会の運営方法については、議会運営委員長より書面で議長に報告し、議長より全議員にメールにて周知させていただきたいと思います。続いて、協議事項2政務活動費の手引きの改正について協議をお願いします。こちらについては、前回の議会運営委員会からの継続案件となります。まず事務局より説明願います。

○天貝事務局次長 前回同様に3種類の資料を掲載しております。まず資料2の2をお開きください。前回の議運で御指摘いただいた部分を修正したことに加えまして、事務局が整理した部分が一部ございますので御説明いたします。赤字は前回改正を提案したもので、青字が今回修正を提案するものでございます。3ページをお開きください。青地の部分、会派括弧議員については、修正前は会派・議員と表していたものを、1ページに同様の表現がありますので、それに統一する字句の整理です。次の行は補助金の要望活動を分かりやすく国・県等への要望活動と改めてはどうかとするものです。次に4ページをお開きください。6証拠書類の提出・整理・保存の項目において、前回は主語が経理責任者と議長の2者が混在した文章になっていたものを、議長の部分を削除いたしました。更に誤解のないよう経理責任者という主語を加えまして、条例に合わせ文末の表現を改めるものです。次に6ページをお開きください。前回の修正では、預金利子に係る事項を最後のその他という項目に記載しましたが、金融機関の口座に係る名義についての項目が元々ありましたので、こちらに移すとともに、預金利子が発生しない口座に変更することが簡単な手続きで可能であることが分かりましたので、なお、預金利子が発生しない銀行口座の利用も検討することと一文追加するものです。次に7ペー

ジをお開きください。一番下から8ページにかけて行政視察のキャンセル料の取り扱いについて前回御意見をいただきましたので朗読いたします。行政視察や研修会のキャンセル料は、視察地や経由地等で災害、括弧感染症のまん延等を含むが発生した場合等や急病等でやむを得ず参加できない場合を除き認めない。と改めるものです。9ページから10ページにかけては行政視察における議員及び事務局の事務分掌を表に新しく纏めたものでありますが、会派・議員所掌事務について時系列に順番を入れ替えるとともに、報告書の期限を新たに明記するものです。それから記載はありませんが、様式に平成という元号が何か所か残っておりましたので、令和に変更するのではなく削除して元号が変わっても支障のない様式に変更させていただきたいと存じます。その他は、前回と同じでございます。御協議をお願いいたします。

○海老原委員長 それでは続いて、各会派より前回の協議を踏まえた御意見がありましたら、報告をお願いします。

○鈴木委員 今説明した場所だけ。

○海老原委員長 それプラスですね、各会派より前回の協議を踏まえた御意見については後回しにさせていただいて。

○鈴木委員 図書購入費とかちよっと気になったことがあったから。それ大丈夫。

○海老原委員長 はい。

○鈴木委員 図書購入の部分で10ページで条文ではなくて別表のほうなのかな。次長分かる。

○天貝事務局次長 サイドボックスですとホームから戻っていただいて2の1で。

○鈴木委員 2の1の時質問する。

○海老原委員長 今は2の2ですので。2の2についてはよろしいですか。

○鈴木委員 とりあえず。

○海老原委員長 それ以外についてありますか。2の2以外について各会派より前回の協議を踏まえた御意見がありましたらお願いします。

○鈴木委員 ここで良いのね。会派で話し合いをしました。政務活動費というのは全会派または議員に関わる問題であると。例えば小さい会派であれば人数が少ないうちみたいに3人だと必ず経理担当とかやるから、政務活動費の内容について事務局とやりとりをしている。これはだめです、これは良いですというのが分かるけど、大きい会派の方たちは経理担当でもならない限り、あまり政務活動の細かいところを認識することがないと思うんですね。ただこれはそうはいっても議員として把握してなければならないことであると。とても重要であると思うんですね。全会派全議員が一度きちっとこれを目を通すことが必要であると。全員集めるとなるとこのコロナの状況もあるから、1度会派の代表者会議、要は議運であると共産党と市民ネットが入っていない訳ですよ。1度会派の代表者会議を議長の方で開いていただいて、会派の代表者を通して全議員に周知するという手順をとらないと、後々ここで決めたことを全協で出したときに全協でもめたりする。内々で打診をしているのかもしれないけど、正式な形を作らないと変更するのにまずいんじゃないかと。細かいところはここで継続して協議をして良いだけ

ど、大前提をまずしっかりさせてから、要は全議員必ず目を通すという形を作っていたきたい。局長。まず、会派の代表者会議を調べているんだろうけど、あなたがここに来る前の前の時代は必ずこういう案件は会派の代表者会議を非公式のものだと思うんだけど、開いてある程度全議員に内々で周知して、分かった上で全協に諮っていたと。全協の場で荒れた場にしたいのであればこのまま進んでいけば良いんだけど、全協で議運の委員長さんが報告してシャンシャンで終わらせたいのであれば、その手前にそういう手順を踏むべきだと私は思います。

○篠塚委員 鈴木委員のおっしゃる通り皆さんに理解していただかなければならない政務活動費なんですけど、実際議会運営を決めるのは地方自治法で決まっている議会運営委員会なので。ただ大幅な改正なので皆さんの御意見を聞くというのも1つだと思います。会派代表者会議に関しては、会派として認めていない1人会派があるので、今日話し合ったことを全員協議会で周知して、その後修正等があれば事務局なり、会派代表者会議は別として、そういう会議をやると。決定する前に今こういう状況ですと。議会運営委員会の中で見直しをしておりますと。全員協議会の中で説明をしてその後御意見をいただくような機会を設けるか、事務局に伝えてもらうか、それとも違うことをやるか。それを考えていただければよろしいかと思うので。確かに大幅な改正といえは改正なので。もう少し皆さんの御意見を聞く機会があっても良いかと思うので。ただ決定は議会運営委員会で決定すべきものだと思います。

○下村委員 今これ作成して改定していることは、議員として当たり前、みんなが知らなくてはならないのは当然なんですけど、だからこそ、一人一人がこれをもって見ればそれで済むんじゃないかと思えます。ここで決めて、わざわざ代表者会議を開く必要もないような気がします。議員として当たり前にはいけないと鈴木委員もおっしゃっていたし。篠塚委員も言っているし。だから代表者会議で代表者に何を説明するのかっていう気がするようになります。

○小松澤局長 いろいろ御意見をいただきまして、まず皆さんおっしゃるように早急に決めるのではなくて、皆さんにいろいろもらって決めた方が良いでしょうということだと思います。手続上、議運で決めなくてはならないという大前提があります。会派代表者会議という御意見もありましたけど、一人会派は代表者会議には入れないので正式な会議ではありません。その辺を折衷して考えるのであれば、御意見をいただいて、案を作っていただいた形で、全員に説明する機会を設けて説明をした上で意見を募る。最終的には議会運営委員会を開いていただいた上で、意見を踏まえた決定事項をしていただくという流れがよろしいのかなと思います。いずれにしましても監査の結果を踏まえますと4月1日から運用できる形にしておかないと何やっているのかという話になってしまいますので、そういったタイムスケジュールを考えながら議論をしていただければと思います。直近で全員協議会といいますと、18日がございますのでそこで一回案をお示しして意見を募ると。その場が出る場合もあるし出ない場合もありますので、ある程度期間をとりながらやっていったらどうかと事務局では考えていますので、御議論のほどよろしくお願いいたします。

○**今野委員** 私たち政新会の意見なんですけど、先ほど下村委員おっしゃったように普通だったら分かるだろうということとか、あと言葉は乱暴かもしれませんが、場当たり的なことが出てきた場合等に焦点を当てて補足をしている。これというのは永遠に続いていくんだろうなと。ある程度は仕方がないだろうなと思うんですけど。共通認識として私が入った1期の時に政務活動費に関しての講習会というのは確かあったはずなんですよね。その後では一切やられていなくて。ですから私たちも少し忘れているところがありますし、もっと上の期数の方も忘れていことがありますので、今回はいつてきた1期生の方はまだ講習を受けていなくて詳細が分かりづらいんじゃないかという話が出ていまして、今一度講習会を全員で受けて皆さんでもう少し考える・理解する場を与えてもらえればなという意見です。ですから一つ一つの文言の精査ということではなく、もう少し理解と考える時間というのが必要ではないかということでした。

○**篠塚委員** 提案なんですけど、これほど大幅な改正は初めてだと思うんです。大幅な改正という認識の基に議会運営委員会で案を作って決めて、タイムスケジュールでいうと2月に全員協議会がありますからその時に皆さんに示していただいて、その後個人で御意見を考えていただいて。全協でやるといろんな意見がでると方向が変わってしまう場合もあるので、全協で案を示して、御意見がある場合は事務局に。その後また議会運営委員会で協議をして、3月の定例会中には決定するというスケジュールを組んだらと思うんです。

○**海老原委員長** そういうことになりましたが、2月18日の全協で今回の修正案を全員に示して、その後意見があれば意見を聞いて、その後に日程的にはいつになるんだろうな。

○**小松澤事務局長** 会期中にお集まりいただいて最終的な結論を出していただきたいので、タイミングによっては事務局も時間をいただくしかありませんので、その日にちを決めて意見の内容によってまた御相談させていただいて議運の開催日を決めさせていただきたいと思います。

○**海老原委員長** 今局長それから篠塚委員から18日の全協で皆さんに今回の修正の案についてタブレットに送っていただいて、それを見て皆さんの御意見を聞いて、聞いた上で日程的には未定ですが定例会中の議運で手引きについて最終決定をするというようなスケジュールでいかがでしょうか。

○**篠塚委員** これを示してこのスケジュールを口頭で言うとなかなか分からなくなっちゃうので、これと一緒に示せば皆さんの御意見をいついつまでにやるか分かると思うので一緒に出していただくと分かるかと思います。

○**海老原委員長** 事務局その点はよろしいですか。

(「はい」との声あり)

○**海老原委員長** 日程も含めて案を作ってください。

○**小松澤事務局長** 今日次長から説明した案を最終的な本日の案としてお示しすることよろしいでしょうか。

○**篠塚委員** 先ほど鈴木委員が図書購入についてありましたが、今それをやっておか



ないと。

○鈴木委員 これは1年ちょっと前にオンブズマン系の市民の方から、私の所に訪問があって、事細かく聞かれたところがあって、今回監査に出ていなかったから、そのままスルーされたのかなと思ったんだけど、こういう機会であるから今後のこちら側の受け方として考えていたほうが良いというのが、資料購入費で要は本がありますよね。新聞がありますよね。新聞の2紙だか3紙だかどこで決まっているんだか分からないけど決まりがあって、出していらっしゃる方もいらっしゃいますよね。新聞は会派室においていらっしゃるんですかと聞かれました。毎日来るものだから毎日届くんですかというのが1点聞かれました。新聞について。政務活動費で新聞を購入しているのであれば、それは会派室になればおかしいんじゃないのという指摘が1点ございました。あと図書です。管理表を作って管理するようになってきているけど、原則会派室にあるべきじゃないかと。そういうことも聞かれました。だから事務局でも把握していると思うんですけど、そういうことを質問する市民が会派室に来て、見て会派室に本がないことを確認していったことがあります。私たちがそういう風に聞かれたときに、どういうふうに答えるのか。何を基準に答えるのかというのが今回の改正だと。そこまで踏み込んで書いてないでしょ、これ。それを踏み込んで書いてあげないと。新聞購入をしている方がまた監査の対象になったりする可能性があるから、そういうのを踏まえてこっち側できちんとした決まりを、新聞はこうします。図書はこうします。もう1点これはオンブズマン系の人に聞かれたんじゃないで、自分で思ったんだけど、電子書籍もありますよね。電子書籍の購入についてもどういうふうにするのかそういった所を細かく踏み込んで書いておかないと、監査請求がある度に政務活動費の基準を変えているようでは、私たち議運が諮って原案を決めるんだからどれだけ議運がざるなのかっていうことになっちゃうから、もっともっと時間をかけて。でも良いんですよケツは3月31日で4月1日運用でかまわないんだけど、密度を濃くして内容を検討しないと、まだまだ市民の目は私たちの政務活動費に向けられているので、その辺をよく研究しながらやるべきだと思います。

○篠塚委員 今の鈴木委員の御意見は、政務活動費のしおりに今申し合わせ事項として記載、入れた方が良いという意見だと思うんですが、そこまで手引きに入れる必要があるのかということがあるのですが、文章も申し合わせ事項に準ずるといっているものがあるんですが、ただ申し合わせ事項も分かっていない方もいらっしゃると思うので、改めてその書類を出すかをすれば良いかと思うんですが。ちょっと確認なんですけど、今言った点は申し合わせ事項の中にあると思うんですが、ありますか。新聞の件とか図書の件。

○天貝事務局次長 申し合わせ事項の中で資料購入費の項目に資料2の1で申しますと10ページになりますが、表中の資料購入費に記載がありますけど、3段目に新聞購読料については、会派において各所属議員ごとに3紙を限度とする。議員の場合も同様とする。と記載がありますが、これを自宅で良いとかという記載はありませんので、事務局の方でも調査をして改正が必要であればまた次の機会に御提案させていただきたいと思います。

○鈴木委員 問題がなければ、新聞については自宅保管で良いものとするとかの文言を入れておけば問題がないと思うんですよね。それを基準として私たちは突っぱねることができる。これは非常に曖昧ですからね。ここに載ってますよと言ってオンブズマンの人が見たときにそこを指摘されます。指摘されて慌てるのはあんたでしょ。だからそこはきちんとしてくださいよと。図書についても一緒。ここに書いてあります別表にあります。その本の所在はどうですか。中身はどうですか。それはちゃんとした議員活動に生かされているんですか。と聞かれますので、その辺についてもきちんとして図書の置き場所は自宅も認めるとかね。電子機器類もそうです。そういった所をもうちょっと細かく書いておかないと。はっきり言って今回の広報紙についてああいう形で言われたのは非常に心外なんです。これをまねして作ろうかなと思った矢先に却下されたわけですからね。だからもうちょっと細かく指針を作って置かないと今後会計担当者になる人は苦勞しますから。早めに結論は出すんだけど、もうちょっと中身の濃い審議をしていかないとダメだと思います。だから何回も同じことを言うようになるんだけど、全議員の人たちに一度読んでいただいて、案の段階でタブレットの方に送るとするのは議長と委員長判断の判断だけ。そういう所を踏まえて議員一人一人が突然訪ねられたときに、何かを根拠に答えられるようにして欲しいです。

○小松澤事務局長 おっしゃる意味大変良く分かりますけど、細かく書けば書くほど良いという考えもありますし、あるいは議員それぞれの趣旨に乗っ取った説明ができるという範囲で活用してもらおう。政務活動費を活用しなければならないものでなくて、活用できるものなので、その辺を踏まえて活用に当たっては十分御注意願いたいという話なんですけど、この場でいろいろな御議論をさせていただいて、今鈴木委員がおっしゃったように自宅は認めるんだというのであれば、それについて御議論していただく。ただ法的根拠はございませんので、土浦市議会としてはこういうふうに決めるんだということであれば、それも盛り込むことは可能かと思えます。ただ判例を見ましても刻一刻と変わるわけですから。社会情勢によって。10年前はと今はまるで違うということもあるので、今回決めたからこれ以降は直さなくて良いよというわけじゃなくて、アンテナを高くしながらやっていくしかない。これば事務局もそうですし、議員の皆様一人一人もそういうことには気を張ってやっていくことになる。使う以上はですね。使わなければ良いんですけど。自宅で図書を認める。実際個人的に、全員でなくて買い求めている冊子資料があると思うんです。もちろん自宅で保管していると思うんですけど。同じものを2冊買っているのもありますから、今の現状を踏まえてやるのか。一切認めないのかというのをこの場で議論していただいているわけなんですけど、安全面をとるのであれば認めない方向が一番。ただそうすると本来の政務活動費の活用の範囲が狭くなってしまふ。その案配をどこら辺にするのかというのが問題であって、それは事務局でも全部調べることではないと思えます。一番頼りにしているのが皆様にも御案内していますけど、全国議長会で政務活動費に関するQ&Aという冊子が約150ページ、170くらいの判例が出ていますけど、こういったものも皆さんも御確認いただきながら購入していただければ良いのかなと思うんですけど。全国議長会のホームページからアクセス

すると出ていますので。印刷するとこんなボリュームになってしまいます。そういったものを御確認していただければと思います。ただこれも平成31年にまとめたものから、もうすでに4年近く経っていますが、いろいろ判例が出ていますので。いずれにしてもこの議会運営委員会で決めていくこととございますので、厳しい方向に振るのか、もう少し幅を持たせて決めていくのか。一つ一つとれば考えていくしかない。その辺も含めて御議論をいたたければと思います。本日は鈴木委員から図書置き場所についてということで認めると言うことでありましたので、その辺も含めて御議論をいただければなと思います。よろしく願いいたします。

○篠塚委員 これは議員が決めることなので、事務局は方向性を示すだけなので、ここで決めていくことだと思うので。先ほど出た図書購入については、会派においては、図書等の購入に当たり必要に応じて所属議員数分購入できるとあるので、それは管理の問題だけであるので、これを実際使う前に会派の方に市役所の会派室に来てやるのかという運用もあるので、ここは議員の資質の問題もあると思うので、ここに書いてあるから別に控え室に置かなくても良いと思います。それから新聞についても3紙。新聞は消耗品と同じだと思いますので、管理するっていったってとっておくこともできないし。その情報を見て皆さんが市に対しての提案をしていく訳なので、これはこれで済むと思うので、そういった疑問点があれば土浦市独自のQ&Aを作っていけば良いと思いますので。このしおりの中でそこまで厳しくして良いのかという。運用ができなくなってね。本来政務活動費というのはなんのためにあるのか、議員の活動のための費用なので、その中で認められれば良いと思うので、この点についておかしいというのであれば、議会全体がおかしいということになってしまうので、その辺を踏まえて議論していかないとなかなか難しいところもあると思うので。私は議員が言われたことはこの中で把握していると思うので、付け加えなくても良いという意見です。

○鈴木委員 おおむね篠塚委員と同じ意見なんですが、私はここに管理は各議員の責任において行うという一文を入れておいた方が良いのかなと。それだけです違いは。それ以外は篠塚委員と同じです。

○海老原委員長 ところでこの政務活動資料一覧別記様式第3号。これはどういう書式なんだっけ。

○鈴木委員 14ページ。議員が管理するということにすれば。どうせ自分で管理しているんだから。

○篠塚委員 今議員が管理するということで。そうすると他の備品も。パソコンとかね。ボイスレコーダー、デジタルカメラとかの関連備品って管理があると思うんで、図書とか備品等という文章をどこかに入れれば良いのか。それとも一番最初の基本的な概要の中でうたっておけば良いのか御議論をお願いします。

○下村委員 今運営していく中でちょこちょこ問題点があつて、それを先ほど今野委員からお話があったように場当たりのには改正していくんだと。当然なんだろうと思います。こういうのは。だけでも会則だとかそういったものは、これも同じである程度基本的に決めたものがあつたら付則みたいなもので改正しますとやっているのが普通だと思

っているんです。その中で手引きは大きなものとするれば、手引きの付則みたいなものが常に議論する必要がないもの場当たりに改正しなくちゃいけないものが付則の中で改定しやすいようにしていく。あまりこっちの手引きを重くしてしまうと、みんな集まって改定していかななくてはならないといふうに思うんですが。

○今野委員 賛成です。

○小松澤事務局長 資2の1の16ページでこれまでの改定の経緯をあげているんですけど、毎年やっているときもあるし間が開いているときもある。いろいろその時の事情によって改正してきているようです。手引き自体は条例規則に次ぐものという位置づけになっています。条例規則というのは議決を得たり報告しなくてはならないと重いものですから。これはそれを補完するもので必要に応じて臨機応変に皆さんで協議をして決めていけばよろしいかと思うんですよね。ですからこれをまた補足の資料とすると、だんだんどれが本物かとなってしまうので、これは臨機応変に毎年でも良いでしょうし、年に2回はどうかと思いますけど。皆さんの合意が得られれば作れるものなのでこれに集約をしていった方が良いのかなと思います。この中にQ&Aと言って良いかわかりませんが、28ページから政務活動費の留意事項Q&Aとあり、必要なものはここに記載していくような形です。これも含めて手引きですから議会運営委員会の中で必要に応じて加除修正をしていけば良いと感じております。

○海老原委員長 局長よりQ&Aに加除修正ということができましたが。

○下村委員 良いかなと思います。

○海老原委員長 その他ございますか。

○鈴木委員 今言ったように今回赤になっているところを議運で審査するというのはオッケーなんですね。会派の中でもそれは必要で、4月から始めるのに間に合わせるというのもそこは共通の認識となっています。ただ細かい部分については年齢的な問題で私に任せるよということで出てきている訳なので、任された以上は責任がありますから細かく見ていきたい。でも議運のメンバーだけが知っているではだめなことなので、競技経過も含めて、全議員に一度議運で話し合っていますというのは示して読んでもらわないと、市民の人がいつ議員のところを訪れて質問するかわからない。議運委員のところに来てくれればわかるけど、それ以外の所に来れば俺知らないよ、会派の方でやっているから知らないでは通らない話だから、中身がどうのこうのは今から見れば良いことで、まず全員に知らせてくださいということでやっていただければ、私はそれ以外はありません。

○海老原委員長 細かい点につきましてはQ&Aに加除修正するというので、手引きの案についてはこのままで行くということで。2月18日の全協で皆さんにお示しするというのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 こちらについては、2月18日の全員協議会にて、私のほうから説明させていただきます。その他、事務局からありますか？

○天貝事務局次長 それでは資料を一旦閉じていただきまして、資料の3をお開きくだ

さい。前回、議会費の減額補正について御協議いただいて、全ての委員会の足並みを合わせた方が良かったらという御意見がございましたので、産業経済委員会と広報公聴委員会において今年度の行政視察を行わない旨決定がなされました。つきましては、前回お示しした補正額656万1,000円に議運を含めた3委員会分を追加し合計で932万1,000円を減額補正するものですので、皆さんに御承知をしていただきたいと思います。こちらにつきましても次回の全協の方で全議員にお示しいたしたいと思います。以上です。

○海老原委員長 この点につきましては皆さんよろしいですね。

(「はい」との声あり)

○天貝事務局次長 その他ありますか

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、本日の資料で各議員に非公表とするものはありますか。事務局いかがですか。

○天貝事務局次長 特にはございませんが、政務活動費の資料の中でこれまでの中でこれまでの経緯を記載している部分があります。今回は字句の整理が多くありまして、分量も多いので事務局の方で詰めて短くしたいと考えておりますので、これについては事務局一任ということでよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○鈴木委員 今回の改正のきっかけはあくまでも時代の流れに反映させるために、平成30年以降見直していないから時代に合わせるための改正です。あくまでも議員が自ら改正するものです。

○天貝事務局次長 あくまでも経緯ですので、理由は今までも記載してございませんので結果だけをまとめて載せたいということでもよろしく願いいたします。

○海老原委員長 では全ての資料を公表といたします。以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。